(6) 建設労働者の再就職に係る支援の実施を促進するため、助言、指導その他の援助を行うこと。
(7) 十五歳以上三十五歳未満の建設労働者の採用を促進するため、助言、指導その他の援助を行うこと。
(8) 五十五歳以上の建設労働者又は女性の建設労働者の活躍を促進するため、助言、指導その他の援助を行うこと。
(9) (1)から(8)までに掲げる事業に関する調査及び研究を行うこと。

ニ　建設業の事業主団体であって、厚生労働大臣の定めるところにより、雇用管理の改善に関する目標値を設定し、当該目標値の達成を目指して建設業の事業主団体（中小建設事業主の団体及びその連合団体を除く。以下この項において「中小以外建設事業主団体」という。）にあっては、その直接又は間接の構成員である建設事業主を対象とし、都道府県団体等（一の都道府県の地域における一の中小建設事業主の団体又はその連合団体（以下この項において「中小建設事業主団体等」という。）であって、当該都道府県の地域における中小建設事業主（元方事業主に限る。）の相当数をその構成員又はその連合団体を構成する団体の構成員とするものをいう。以下この項において同じ。）にあっては、当該都道府県の地域における中小建設事業主等又は中小建設事業主から離職を余儀なくされる建設労働者若しくは余儀なくされた建設労働者（(13)に掲げる事業の対象となるものに限る。以下「離職建設労働者」という。）を対象とし、又はそれ以外の中小建設事業主団体等にあっては、その構成員若しくは連合団体を構成する団体の構成員である中小建設事業主又は離職建設労働者を対象とし、それぞれ次の(1)から(17)までに掲げる事業（中小以外建設事業主団体にあっては、(8)又は(13)から(17)（(8)又は(13)から(16)までに掲げる事業に関するものに限る。）までに掲げる事業）のいずれかに該当する事業を行うもののうち建設労働者の雇用の改善を推進するために助成を行うことが必要であると認められるものであること。

(1) 建設労働者の募集、雇入れ、配置等についての助言、指導その他の援助を行うこと。
(2) 講習の実施等建設労働者の技能の向上を図るための活動を行うこと。
(3) 職業生活上の環境の整備、健康管理の実施その他建設労働者の雇用の安定に関する活動を行うこと。
(4) 雇用管理研修等を行うこと。
(5) 建設労働者の体系的な処遇の改善を推進するため、助言、指導その他の援助を行うこと。
(6) 建設労働者の教育訓練の共同化又は広域化を推進するため、助言、指導、その他の援助を行うこと。
(7) 建設労働者の再就職に係る支援の実施を促進するため、助言、その他の援助を行うこと。
(8) 建設業務有料職業紹介事業（建設雇用改善法第二条第八項に規定する建設業務有料職業紹介事業をいう。以下同じ。）又は建設業務労働者就業機会確保事業（建設雇用改善法第二条第十項に規定する建設業務労働者就業機会確保事業をいう。以下同じ。）の円滑な実施を促進するため、助言、指導その他の援助を行うこと。
(9) 建設労働者の年間を通じた雇用を行うため、冬期に建設労働者の住所又は居所の変更を要する地域において労働者を従事させる措置に関し、助言、指導その他の援助を行うこと。
(10) 建設事業に従事しようとする学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する中学校、高等学校、中等教育学校又は高等専門学校の生徒又は学生の建設事業への就職の促進を図るための活動を行うこと。
(11) 十五歳以上三十五歳未満の建設労働者の採用を促進するため、助言、指導、その他の援助を行うこと。
(12) 五十五歳以上の建設労働者又は女性の建設労働者の活躍を促進するため、助言、指導その他の援助を行うこと。
(13) 建設労働者に対し、無料の職業紹介事業を行おうとすること。
(14) 中小建設事業主に対し、離職建設労働者の職歴、資格、求職の条件その他の求職に関する情報の収集、整理及び提供を行う事業を行おうとすること。
(15) 建設業務有料職業紹介事業を行おうとすること。
(16) 構成事業主が行う建設業務労働者就業機会確保事業について、建設業務労働者の就業機会確保を行おうとする構成事業主と建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受けようとする構成事業主との間における建設業務労働者就業機会確保契約の成立のあっせんを行う事業を行おうとすること。
(17) (1)から(16)までに掲げる事業に関する調査及び研究を行うこと。

二　次のイからニまでに掲げる者に応じて、当該イからニまでに定める額

イ　前号イに該当する中小建設事業主　次に掲げる額の合計額の二分の一に相当する額（一の事業年度につき、その額が二百万円を超えるときは、二百万円を限度とする。）
(1) 雇用管理研修等に要した費用の額（一の雇用管理研修等について、一日当たり十万円を、かつ、六日分を限度とする。）
(2) 雇用管理研修等を受けさせた労働者一人につき、七千円（前号イ(2)に規定する通常の賃金の額に相当する額として厚生労働大臣が定めるところにより算定した額が七千円未満のときは、当該算定した額）に、当該雇用管理研修等を受けさせた日数（一の雇用管理研修等について、六日分を限度とする。）を乗じて得た額
(3) 前号イ(3)から(7)までに掲げる事業に要した費用（当該事業の全部又は一部について他の建設雇用改善助成金が支給されるべき場合には、その全部又は一部に要した費用を除く。）の額

ロ　前号ロに該当する元方事業主　次に掲げる額の合計額（一の事業年度につき、その額が二百万円を超えるときは、二百万円）
(1) 雇用管理援助担当者研修に要した費用の額（一の雇用管理援助担当者研修について、一日当たり十万円を、かつ、六日分を限度とする。）
(2) 雇用管理援助担当者研修を受けさせた労働者一人につき、七千円（第一号ロ(2)に規定する通常の賃金の額に相当する額として厚生労働大臣が定めるところにより算定した額が七千円未満のときは、当該算定した額）に、当該雇用管理援助担当者研修を受けさせた日数（一の雇用管理援助担当者研修について、六日分を限度とする。）を乗じて得た額

ハ　前号ハに該当する総合工事業を行う者　前号ハ(1)から(9)までに掲げる事業に要した費用（当該事業の全部又は一部について他の建設雇用改善助成金が支給されるべき場合には、その全部又は一部に要した費用を除く。）の額の三分の二に相当する額（一の事業年度につき、その額が二百万円を超えるときは、二百万円）

ニ　前号ニに該当する建設業の事業主団体　次に掲げる額の合計額（一の事業年度につき、その額が五百万円を超えるときは、五百万円（全国的な中小建設事業主団体等（以下この項において「全国団体等」という。）及び都道府県団体等にあっては、その額が千六百万円を超えるときは、千六百万円）
(1) 前号ニ(1)から(4)まで及び(17)に掲げる事業に要した費用（一の事業年度につき、当該事業の全部又は一部について他の建設雇用改善助成金が支給されるべき場合には、その全部又は一部に要した費用を除く。）の額の二分の一に相当する額（中小以外建設事業主団体等にあっては、三分の二に相当する額）
(2) 前号ニ(5)から(16)までに掲げる事業に要した費用（一の事業年度につき、当該事業の全部又は一部について他の建設雇用改善助成金が支給されるべき場合には、その全部又は一部に要した費用を除く。）の額の三分の二に相当する額